

兵庫県公報

令和6年10月15日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
選挙管理委員会告示	
○ 開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことについて	2
○ 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○ 選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	3
○ 選挙長の職務を行う場所	3
○ 選挙分会長の職務を行う場所	3
○ 選挙会の日時及び場所	4
○ 選挙分会の日時及び場所	4
○ 候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 名簿届出政党名等の掲示等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所	5
○ 比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	5
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	6
○ 審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	7
○ 審査分会の日時及び場所	7
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	12
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	12
選挙分会長告示	

○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 12

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第46号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区における開票の事務は、選挙会の事務に併せて行わない。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1区	南あわじ市	永田 秀一
第2区		
第3区	尼崎市	品田 裕
第4区		
第5区	神戸市東灘区	石丸 鐵太郎
第6区		
第7区	西宮市	野口 裕
第8区		
第9区	芦屋市	細川 敬太
第10区		
第11区	明石市	荻 裕之
第12区		

2 選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1区	神戸市北区	北平 高章
第2区		
第3区	宝塚市	新庄 敏也
第4区		

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。
 令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 永田 秀一

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
第1区	令和6年10月29日 午後1時	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階会議室「ばら」
第2区	同上 午後1時40分	同上
第3区	同上 午後1時	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階会議室「ぼたん」
第4区	同上 午後1時40分	同上
第5区	同上 午後2時20分	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階「ばら」
第6区	同上 午後3時00分	同上
第7区	同上 午後2時20分	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階会議室「ぼたん」
第8区	同上 午後3時00分	同上
第9区	同上 午後3時40分	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階「ばら」
第10区	同上 午後4時20分	同上
第11区	同上 午後3時40分	神戸市中央区下山手通4丁目16番5号 兵庫県民会館7階会議室「ぼたん」
第12区	同上 午後4時20分	同上



兵庫県選挙管理委員会告示第52号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。
 令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 永田 秀一

- 1 日時 令和6年10月29日 午前11時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第53号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

- 1 日時 令和6年10月15日 午後7時30分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

- 1 日時 令和6年10月15日 午後7時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

- 1 日時 令和6年10月16日 午後6時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第56号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
第1区	24,977,500 円
第2区	24,799,300 円
第3区	23,710,200 円
第4区	25,268,100 円
第5区	26,863,200 円
第6区	25,771,300 円
第7区	25,742,200 円
第8区	24,859,900 円

第9区	26,713,900 円
第10区	24,252,000 円
第11区	25,041,000 円
第12区	23,217,900 円



兵庫県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,155

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

663,467



兵庫県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

(選挙区名)

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	57,354
神戸市灘区	36,044
神戸市中央区	37,212
神戸市兵庫区	30,235
神戸市北区	58,852
神戸市長田区	25,667
神戸市須磨区	43,630
神戸市垂水区	58,819
神戸市西区	65,192
姫路市	138,754
尼崎市	127,998
明石市	84,154
西宮市	133,047
洲本市	11,843

芦屋市	26,452
伊丹市	55,249
相生市	7,677
豊岡市及び美方郡	29,578
加古川市	72,282
たつの市及び揖保郡	29,626
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,076
西脇市及び多可郡	16,090
宝塚市	63,744
三木市	20,632
高砂市	24,285
川西市及び川辺郡	51,496
小野市	12,861
三田市	29,892
加西市	11,672
丹波篠山市	11,003
養父市及び朝来市	14,008
丹波市	16,909
南あわじ市	12,487
淡路市	11,825
宍粟市	9,780
加東市	10,623
加古郡	17,922
神崎郡	11,198



兵庫県選挙管理委員会告示第59号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

- | | | |
|-------------------|-------|-------|
| 1 審査分会長 | 南あわじ市 | 永田 秀一 |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 芦屋市 | 細川 敬太 |



兵庫県選挙管理委員会告示第60号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

- | | | |
|------|------------|----------|
| 1 日時 | 令和6年10月29日 | 午前10時30分 |
|------|------------|----------|

2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区
選挙長 永田秀一

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区
選挙長 永田秀一

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区

選挙長 品田 裕

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区

選挙長 品田 裕

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区

選挙長 石丸 鐵太郎

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区
選挙長 石丸 鐵太郎

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区
選挙長 野口 裕

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区
選挙長 野口 裕

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区
選挙長 細川敬太

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区
選挙長 細川敬太

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区
選挙長 荻 裕 之

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区
選挙長 荻 裕 之

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ
令和6年10月24日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙兵庫選挙分会長告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

衆議院比例代表選出議員選挙
兵庫県選挙分会長 永 田 秀 一

- 1 日時 令和6年10月24日 午後6時20分

- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室